

神歯国保
jinshikokuho**令和2年度事業計画・予算など可決
～出産育児一時金を47万円に～**

去る、令和2年2月27日(木)午後2時から神奈川県歯科保健総合センター5階中会議室において、第169回通常組合会が開催された。

菰田理事の司会で幕を開けた組合会は、横山事務長による点呼の後、下里理事の開会の挨拶が行われた。

議事進行を原議長、大澤副議長に移し、議事録署名人に宇佐美議員(横浜支部)、山口議員(川崎支部)を選出した。

続いて、小澤理事長より挨拶が行われ、次に報告事項に移り、庶務報告を斎藤常務理事、会計報告を佐野常務理事が行った。

理事長挨拶、諸報告に対する質疑応答の後議案審議に入り、第1号議案 神奈川県歯科医師国民健康保険組合職員退職積立金の取り崩しの専決処分について承認を求める件

第2号議案 令和元年度神奈川県歯科医師国民健康保険組合歳入歳出予算補正の専決処分について承認を求める件

以上、2議案を一括上程し

長谷川理事より本年1月に職員1名が退職したことに伴い、専決処分を行った旨説明があり、承認された。

第3号議案 神奈川県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)について議決を求める件

第4号議案 令和2年度神奈川県歯科医師国民健康保険組合事業計画(案)について議決を求める件

第5号議案 令和2年度神奈川県歯科医師国民健康保険組合歳入歳出予算(案)について議決を求める件

以上、3議案について、規約の一部改正、事業計画、歳入歳出予算と相互に関連がある議案のため一括上程がされ、3号議案について、森田副理事長より「出産育児一時金について出産の平均費用が増加しているので、被保険者の負担の軽減を図る観点から、5万円増額し、47万円とする。また後期高齢者支援金分保険料及び介護納付金分保険料については国から示される1人当たり負担額の増加により保険料の値上げをお願いしたい。」旨説明があった。

第4号議案について、小澤理事長より、「平成27年5月27日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、所得水準の高い国保組合の国庫補助について見直しが行われ、本組合は平成28年度から年3.2%ずつ5年かけて減率され、最終的には本年度(令和2年度)において16%の補助率となる予定でありました。

しかしながら、平成30年度の国保組合に対する被保険者の所得調査の結果により、令和2年度からは13%の定率補助となることが確定いたしました。

国庫補助金削減に備えた平成28年度からの組合における制度改革により、取り敢えずは安定的な運営ができるよう、令和元年度の決算見込でもある程度の剰余金が見込まれることから、医療分保険料は平成28年度に定めた月額保険料のままに据え置くことといたします。

ただし、國の方針に基づいて納付する後期高齢者支援金及び介護納付金のために徴収する保険料については、相応額の徴収のための若干の値上げをさせていただくことになりました。」

「令和2年度の厚生労働省の方針として、

1. 国保組合に対する国庫補助の定率分は、令和2年度から保険者の所得水準により13～32%の11区分とする。後期高齢者支援金及び介護納付金については被用者保険への総報酬割導入に伴い、組合特定被保険者分の国庫補助率を16.4～0%の間で遞減させる。

これらの改正により、国庫補助の減少幅の大きい国保組合に対しては特別調整補助金などの激変緩和を検討する。

2. 診療報酬の改定 全体改定率を△0.46%程度とする。

(1) 診療報酬本体を0.55%引き上げる。

①医科+0.53%、歯科+0.59%、調剤+0.16%

②勤務医の働き方改革特例対応分+0.08%

(2) 薬価・材料を1.01%引き下げる。

①薬価△0.99%

②材料△0.02%

3. 被用者保険においては、後期高齢者支援金と介護納付金は総報酬割とする。

これに関連して、所得水準の高い国保組合の特定被保険者の国庫補助金が削減されることになり、本組合の後期高齢者支援金及び介護納付金に関わる組合特定被保険者への補助の定率分は0%となる。」

「令和2年度における組合の方針としては、

1. 国民健康保険料について

平成28年度において、自家診療の給付制限、傷病手当金・入院手当金の支給限度日数の設定、療養付加金制度の廃止などを実施し、おかげ様で、安定的な運営ができるようになっており、令和2年度においても、歳入額の49%を占める医療分月額保険料は値上げすることなく、平成28年度に定めた額を維持いたします。

後期高齢者支援金分及び介護納付金分保険料は、支援金・納付金に見合う額として、後期高齢者支援金分月額は組合員600円増、家族300円増とし、介護納付金分月額は700円増といたします。

2. 保険給付(出産育児一時金)の改正について

近年の出産費用の増嵩に対応するため、出産育児一時金を5万円増額し、令和2年度は差し当たり47万円といたします。」

最後に、「本組合における平成28年度改正によって医療の適正給付が行われ、組合運営の根幹である医療分保険料も28年度に設定した月額保険料のまで、5年後となった令和2年度も維持できることになりました。

国庫補助率はこの最終年度に16%となる予定が、所得調査の結果で13%となりましたが、今後の医療費の動向と國の方針を見据えながら、健康保険料の在り方を中心に検討することが肝要であると考えます。」などの説明があり、斎藤常務理事から関係機関主催諸会議、各種保険料、保健事業の内容等詳細な説明が行われた。

次に第5号議案について佐野常務理事より、予算総額54億2349万円の予算について説明を行い、採決の結果、可決承認された。

以上で全日程を終了し、長崎理事の閉会の挨拶で組合会は散会した。

なお、令和2年度の事業計画及び歳入歳出予算につきましては、同封のお知らせをご覧ください。